



2022年11月22日

各位

会社名 株式会社くふうカンパニー
 代表者名 取締役兼代表執行役 穂田 誉輝
 (コード番号：4376 東証グロース)
 問合せ先 取締役兼執行役 菅間 淳
 (TEL. 03-6264-2323)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年12月22日開催予定の第1回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、当社定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めるため、変更案第16条(電子提供措置等)第1項を新設するものです。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第16条(電子提供措置等)第2項を新設するものです。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されると、現行定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものです。なお、本附則は所定の期日経過後に削除いたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(電子提供措置等)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>電子提供措置をとる。</u>
(附則) (附則の削除) 第2条 本附則は、当社の最初の定時株主総会の終結の時をもって自動的に削除するものとする。	2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 第2条 前条及び本条は、当社の最初の定時株主総会の終結の時をもって自動的に削除するものとする。
(新設)	<u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> 第3条 2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
(新設)	<u>(附則の削除)</u> 第4条 前条及び本条は、2023年3月1日又は前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年12月22日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年12月22日(予定)

以 上